



第103号令和4年11月発行

東大阪市手をつなぐ育成会  
(年 3回)

(題字 故吉岡名誉顧問)

令和4年8月12日 東大阪市に要望書を提出し、9月30日 市長との懇談を福祉部の方を迎えて開催いたしました。お忙しい中、時間をつくっていただき、私たちの思いに耳を傾けて下さってありがとうございます。

回答書をいただきましたので記載します。

会長 坂本 ヒロ子

#### 知的障害者（児）とその家族に対する支援策の充実について（回答）

##### 【要望項目】

###### ○福祉人材の確保と育成について

1. 現在、次のようなことが起きています。
  - ・サービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業所が不足しており、セルフプランにならざるを得ない。
  - ・行動援護サービスを利用して余暇や体験、経験をしたいと思っても、行動援護のヘルパーがない。移動支援のヘルパー2人派遣が可能とは言われているが、特に女性ヘルパー2人の依頼は不可能に近い。
  - ・強度行動障害者は短期入所等のサービス利用を断られることが多い。
  - ・世話人研修をしてください。（世話人の中でも悩んでいる方が沢山います。）

「福祉系の給与水準が他の業種より低い」「直ぐ辞めてしまう福祉職をどう増やしていくのか」は近々の課題と思われます。国への要望も含めて、東大阪市のお考えをお聞かせ下さい。

##### 【回答：障害施策推進課】

障害福祉の分野に限らず福祉人材の育成、確保が課題になっています。特に強度行動障害への対応等は専門分野における知識や経験が必要になるため、人材確保が難しく、障害福祉サービスが制度として整っていたとしても、実態として利用できない状況が生まれています。

業界全体について、専門性等を正しく評価して給与水準の引き上げが可能となるよう、国に働きかけていくとともに、人材育成にかかる取組として研修の機会の確保や離職防止のための施策について、引き続き検討してまいります。

##### 【要望項目】

###### ○グループホームについて

1. 知的障害者がグループホームで生活する場合、府営住宅の共同住宅では、近隣との関係において生活しづらいことが往々にしてあります。このため一戸建ての住宅となりますが、家

賃が高く2級年金では生活が出来ません。親が補填している状態です。東大阪市の都市型グループホームの特性に対応すべく、東大阪市独自の家賃補助をして下さい。

【回答：障害施策推進課】

知的障害者が地域で生活する上で、近隣住民との相互理解が不可欠であり、グループホームや集合住宅においても安心して生活ができるよう、市民に対して障害への一層の理解促進を目指します。

グループホーム居住者の低所得者に係る家賃の実費負担を軽減するため補足給付（特定障害者特別給付費）があります。補足給付の額は、月1万円（家賃の額が1万円を下回る場合は、当該家賃の額）です。

また、知的障害者が地域で生活する上で必要な住環境の整備について、住宅改造費の助成等が適応できないか、検討してまいります。

【要望項目】

2. グループホーム利用者の通院ヘルパー利用は月2回となっています。高齢になっても重度の人も安心して利用できるグループホームになるには、通院ヘルパーの利用制限の撤廃とグループホーム世話人や支援員による通院に対し、東大阪市独自の加算をして下さい。

【回答：障害福祉認定給付課】

グループホーム利用者の通院ヘルパー利用については、国の通知において「慢性疾患でかつ医師の指示により定期的に通院を必要とする者で、世話人が個別に対応することが困難であり、個別支援計画に位置づけて必要が認められた場合、上限月2回を限度に通院等介助を認める」と示されており、本市においても上限月2回の範囲での利用をお願いしているところです。

また、グループホームは、「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（厚生労働省令）において、法に規定する便宜を適切に実施するため、必要な最低限度の基準が定められています。グループホーム利用者のグループホーム世話人や支援員による通院支援は、基本的に日常生活上の支援の一環として、共同生活援助事業者が対応することとなります。共同生活援助サービス費として、給付されているため東大阪市独自の公費負担の支給は困難と考えております。

【要望事項】

○家族支援について

1. 知的障害児者の家族支援には、保護者への支援も重要です。しかしその支援は脆弱で、その結果養護者虐待や障老介護問題が起きています。

また、昨今ヤングケアラーのことが取り上げられていますが、障害のないきょうだい児による障害児の介護、親・祖父母の介護のような実態があります。

東大阪市としてこのような実態を把握し、家族支援に目を向けた必要な施策を検討して下さい。

【回答：障害施策推進課】

障害者が安心して地域生活を送るために、当事者への支援だけでなく、日々介護を担う親、兄弟等への支援も重要であると考えています。重度障害者の生活を家族だけで支えている世帯については、アウトリーチ等の手法により実態把握に努めるとともに、身近な相談支援の窓口や適切なサービスの利用につなげてまいります。

### 【要望事項】

#### ○新型コロナウイルス感染症について

1. 第6波感染拡大時、障害児者本人の感染による家庭内感染や、本人の隔離生活の家族負担や不安が多数聞えてきました。

必要な対応をお願いします。(罹患した障害のある人への状況確認、連絡等)

### 【回答：障害施策推進課】

障害当事者やその家族が感染した場合、関わっている支援機関等からの情報提供に基づき、福祉・保健部門が情報共有を行いながら、必要な対応について個別に検討を行います。

入院の受け入れ先が必要な場合は、大阪府と連携し、広域での対応を行います。

またグループホーム等生活の場となる事業所において感染が発生した場合は、他の利用者を分離して一時的に受け入れるための緊急短期入所事業や、かかり増し経費に対する助成制度を活用し、障害者の生活を支えるサービス提供体制の維持に努めます。

### 【要望項目】

#### ○障害者への差別解消について

1. 法律は施行されましたが、現状としてまだまだ障害者への差別は解消できたとは思えません。大阪府では条例の改正の伴い事業者の合理的配慮が義務化されました。啓発・理解が一層進むよう事業者 市民への働きかけを引き続きして下さい。

### 【回答：障害施策推進課】

障害者差別解消法の一部改正や、府条例にもとづき、一般の事業者にも合理的配慮の提供について十分な理解が進むよう周知・啓発が求められます。経験の少ない事業者等が対応に困った時は必要な助言が受けられるよう、市の相談窓口についても関係機関を通じてPRしてまいります。

### 【要望項目】

2. 情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が成立されました。情報分野でバリアを感じていた知的障害のある人にとって、東大阪市がどのように進めていくのか関心のあるところです。施策をお聞かせ下さい。

### 【回答：障害施策推進課】

情報バリアフリー法に関しましては、コミュニケーションに課題を抱える知的障害者等にとって情報保障を促進するために必要な施策について、当事者の声をもとに検討してまいります。

### 【要望項目】

#### 1. 地域生活支援拠点等について

令和2年より実施されている東大阪市の地域生活支援拠点等についての情報を広く周知して下さい。

### 【回答：障害施策推進課】

東大阪市では重度の障害があっても地域で安心して暮らし続けられるよう、緊急時の預かりや専門人材の育成等、地域全体の支援力向上に向けた施策を検討、実施しています。検討すべき課題を含め、市の取組み状況について、当事者や支援機関等に知っていただくため、広報を実施してまいります。

## レクリエーション

8月27日 10月8日

創作木片工作！ 絵を描く？ それとも彫ってみる？！ パート1 パート2

8月27日は木片やはがき大の画用紙にアクリル絵の具を使って、クリスマス用図柄でステンシル他を楽しみました。皆さん、初めてなので戸惑いもありましたが、講師の正田淳一さんの「いいですねー」の声かけで個性豊かな作品が出来ました。(現在 コミュニティハウス「ともにて」の飾り棚に作品が展示されています。)

2回目10月8日は大きな布で、色遊び。

ローラー、筆を使って、気の向くままに自由に色をのせていきました。

大きな布に色を楽しんでいる表情豊かな皆さんでした。

今回も正田さんからのヒントや「いいねえ」のことばが筆を動かしていく力になっていったようです。

### しゃべりま専科のお誘い

日・時 11月11日(金) 10:30~

場 所 「ともにて」

テーマ 「東大阪市の知的障害者の高齢化  
の実例に学ぶ」

講 師 「ケアプランセンター 葵」

松原 君江氏

知的障害のある人の高齢化の身近な実例を  
お聞きしながら意見交換しましょう。

### 編 集 後 記

◇10月7日の研修会『「生きづらさ」の  
ない社会の実現へ』の報告の原稿は、原  
田二三恵さんよりいただいておりますが  
紙面の都合上、次号に掲載させていただ  
きます。

◇「育成会の存在は、入るまで知らなかっ  
たのですが、色々と心強い存在ですね」  
と若いお母さんがうれしいことばを言  
って下さいました。

私たちも皆さんへの情報発信の必要性  
を痛感しました。

現在、「東大阪市手をつなぐ育成会」の  
ホームページで時代にあったものにす  
るため、リニューアルをプロジェクト  
チームをつくって進めております。  
今年度中の完成を目指しています。

### からだをうごかそう！フェスタ

日 時 令和5年2月19日(日)

12:00~15:00

場 所 東大阪アリーナ

小アリーナ

予定種目 玉入れ

パン食い競争

バケツリング

ダンス

皆さまのご参加をお待ちしています。  
(後日、案内を出します。)

